

事業計画

令和3年度

社会福祉法人さくら会

	目 次	(頁)
I	さくら会基本理念	1
II	さくら会行動指針	2
III	令和3年度さくら会運営計画	3
IV	中期経営計画	7
V	理事・監事・評議員	8
VI	さくら会苦情解決・サービス向上について	9
VII	組織図	11
VIII	南大井事業部事業計画	
	1 総務部	12
	2 さくらハイツ南大井	15
	3 ケアセンター南大井(入所)	17
	4 ケアセンター南大井通所リハビリ(デイケア)	21
	5 南大井在宅サービスセンター	24
	6 品川区立月見橋在宅サービスセンター(月見橋の家) ..	26
	7 さくら会ヘルパーステーション	28
	8 南大井在宅介護支援センター	30
	9 品川区立大井林町高齢者住宅	32
	10 品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム	34
	11 南大井訪問看護ステーション	36
	12 南大井第二在宅介護支援センター	38
IX	西五反田事業部事業計画	
	1 総務部	40
	2 ケアホーム西五反田	42
	3 さくらハイツ西五反田	45
	4 西五反田在宅サービスセンター	47
	5 西五反田ホームヘルパーステーション	49
	6 西五反田在宅介護支援センター	51
	7 西五反田障害者計画相談支援事業所	53

I さくら会基本理念

さくら会は、保健・医療・福祉の新しいあり方を創造する社会福祉法人として、積極的な活動姿勢をもって、21世紀を代表するいきいきとした施設環境づくり、心のこもった質の高いサービスの提供とともに、地域社会に開かれた運営をめざします。

- 「介護老人保健施設」「安心の住まい」「在宅介護支援施設」などの高齢者のための施設運営を通じ、それぞれの人が、その人らしく生活する姿勢を尊重し、そのために必要な生活サポート（支援）を行います。
- 「利用者」を「お客様」と位置づけ、奉仕の心、福祉の心を大切に、効率的な運営を図りつつ利用者に選ばれる質の高いサービスを追求します。
- 品川区および医師会などとの連携を生かし、信頼性の高いサービスを安定的に提供します。
- 地域とともに成長する法人として、ボランティアの方々にもやりがいをもって参加、活動してもらえる、地域に開かれた運営を展開します。

平成11年 3月29日

II さくら会行動指針《私達の行動指針》

1、私が成長し、いきいきと輝いて、素晴らしい人生を送るために…

- ①家族、仲間、自分を大切にします。人や物、考え方を大切にします。
- ②その一瞬を大切に、他者に感謝と思いやりを持って接します。
- ③自ら感動する心を持ち続けます。

2、ご利用者（ご家族）、職場の人々が気持ちよく、安心して、満足して過ごせるために…

- ①自分の仕事に誇りを持ち、プロ意識や探究心を忘れず、チームで支援します。
- ②笑顔でコミュニケーション、思いやりある言葉を遣い、誠実に行動します。

3、地域の方が、さくら会を信頼し、安心して暮らせますように…

- ①成長する法人として、経営を意識して業務を遂行します。
- ②笑顔で地域をつなげます。
- ③地域に声を発信し、地域の声を受信します。そして地域の皆さんのしあわせを共に考えます。

この度、さくら会南大井事業部では、さくら会で働くために自身が日々、どうするべきか、どうありたいか、職員全体で考えてみることにしました。

作成にあたってはプロジェクトチームを作り、公募した結果、100人の職員から応募がありました。それをプロジェクトメンバーで検討、編集し、まとめました。

職員一人ひとりが自分や家族、職場の仲間や地域の皆さんとの関係を考え、やさしい言葉ですが、具体的で分かり易く、また倫理性の高い行動指針を作成することができました。

平成29年3月1日

Ⅲ 令和3年度さくら会運営計画

平成30年4月の介護報酬改定では、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」の4項目が重点的課題とされました。令和3年度介護報酬改定においても、これら4項目が踏襲され、さらに、感染症や災害への対応力の強化が求められております。

さくら会は、医療系の事業所である介護老人保健施設、訪問看護ステーションをはじめ、在宅系の事業所である訪問介護、通所介護、地域密着型多機能ホーム、住宅系の事業所であるさくらハイツ、ケアホーム、サービス付き高齢者向け住宅などを運営し、誰もが住み慣れた地域に住み続けられるよう支援してまいります。経営面では、令和元年6月に南大井事業部の中核施設であるケアセンター南大井（入所）が在宅強化型老健に移行し、稼働率向上と併せ経営改善を進めていることをはじめ、各事業所とも新たな加算の獲得や様々な支出の削減に取り組んでまいります。

しかし、令和2年3月の新型コロナウイルスの自粛等により、サービス利用が大幅に減少しました。令和2年度後半には持ち直してきましたが、令和3年1月には再び「緊急事態宣言」が発令され、予断は許さない状況になっています。令和3年度の介護保険報酬改定で上記5項目の成果を上げることのできる事業計画とすることで、「利用者に選ばれる質の高い生活支援を追求する」というさくら会の基本理念を達成してまいります。

また、平成29年3月に「私たちの行動指針」を作成し、働きやすい職場改革の一環として職員が仕事をするうえで基本となることを定めましたが、ここから生まれた多職種連携による、係長・主任を中心とする「さくら未来プロジェクト」の5年目の事業展開を行ってまいります。今後とも、働きやすい職場改革を推進することにより、個人の成長と法人の成長、地域の発展につながるよう行動してまいります。

西五反田事業部においては、新型コロナ禍、未だ長期戦の構えを前提としながらも、徹底した感染対策、介護報酬改定への対応強化を念頭に、これまでの施策と併せてその実行にあたっては、事業部の年頭標語を「和衷協同（わちゆうきょうどう）～心を同じくして共に力を合わせ、結果を出していくこと～」として積極的に推進してまいります。

具体的には、新型コロナBCP（事業継続計画）の徹底、並びに介護報酬改定による新設加算対応をはじめ、品川区内初の「インドネシア技能実習生3名の受入れ」がケアホーム西五反田にて正式に開始され、来年度に向けても新たな第二期生の採用準備を予定しております。その他「介護ICT化推進」「セントラルキッチン方式による食事直営化」では、新たな設備の入れ替えによる生産性向上を目指し、結果を出して運営の安定化に努めてまいります。

1 令和3年度基本テーマ

南大井事業部

- (1) 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底させていただきます。
- (2) その人らしい在宅生活を支援するため、各部門と専門多職種の連携により、利用者には選ばれる質の高いサービスの提供を目指します。部門ごとに適切なサービス計画を作成し、サービスの向上に努めていきます。
- (3) 品川区、医師会など地域、医療と連携し、地域の社会福祉法人として自助、互助、共助、公助の一端を担うことのできる事業運営を目指します。
- (4) 社会福祉法人としてその非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、地域における公益的な取組、質の高い人材の確保・育成に一層積極的に取り組めます。
- (5) 法令遵守の実効性を確かなものにするため、適正な事業運営を維持するとともに、業務管理体制と計画的な監査体制を整備します。西五反田事業部と連携しながら本部の会計業務と請求業務などのOA化を引き続き進めます。
- (6) 法人理念を具現化するための研修制度である「人材育成のあり方」を、定着させるとともに、人権擁護と虐待防止、災害対策に関する研修を強化します。また職層研修を充実し、組織の根幹となる人材の育成に努めます。

(7) 法人経営の安定化のため、ケアセンター南大井（入所）は、在宅強化型老健の運営を安定させるなかで、高い介護報酬を確実に得るよう取組んでいきます。

地震災害に備えるため、備蓄品や資機材の確保に努めるとともに、震災対応マニュアルに基づいた訓練等によって内容を検証し、より一層実態に即した対策を構築していきます。

西五反田事業部

(1) コロナ等感染対策の徹底

これまでの感染予防をもとに感染症への対応力強化を目指し、感染発生時でも利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築できるよう高齢者複合施設としてのBCP（事業継続計画）を運営基準に定めてまいります。

(2) 介護報酬改定への対応

自立支援・重度化防止の取組み推進にあたって、質の評価やデータ活用を行ないながら、科学的に効果が裏付けられたサービス提供を目指し、先々のCHASE、VISIT情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進を視野に取組んでまいります。

(3) 海外介護人材受入れ

介護現場における人材確保の喫緊の課題に際して、新型コロナ禍、半年遅れとなりましたが、今年1月にインドネシアから3名の技能実習生が来日しました。また、新たな二期生の受入れに向けて、現地「送り出し機関」との連携により、更なる人材定着を進めてまいります。

(4) 介護ICTによる業務負担軽減の強化

介護ICT機器による「状況把握」「情報連携」「ケア判断」の業務分析結果から「入居者の良眠化による夜間定期巡視削減」や「ケアコール回数の可視化による職員移動負荷軽減」の効率的な運営（科学的介護）に向けて、結果を出すチャレンジを加速します。

(5) 食事提供形態の見直し

食事提供形態として「セントラルキッチン方式」への導入理解を受けて、新型コロナ禍、導入が半年遅れましたが、「厨房機器の一部見直しによる朝食の前日調理」による効率的な人員配置に向けて、更なるコスト低減の結果を出せるよう進めてまいります。

(6) 長期修繕計画の策定等

開設17年を迎え、設備の老朽箇所の増加に伴ない、毎年の修繕費変動による予算化が難しくなっていることから、今後の20年先を見据えた長期修繕計画をはじめ、運営全般に掛かる課題解決に向け、品川区と連携してコンサルティングを実施してまいります。

(7) 経営の安定化

これまでの「看取りケア」「認知症ケア」「自立支援介護」の推進に加えて、先々の「科学的介護」をキーワードにした情報収集を強化しながら、事業部全体として経営意識を更に高め、計画通りの収支差額を確保することにより、一層の経営の安定化を進めます。

2 会議

法人全体 (1)理事会(3回)6月、12月、3月、他適宜 (2)評議員会(1回)6月、他適宜
(3)評議員選任・解任委員会 (4)第三者委員を交えた苦情解決・サービス向上委員会(2回)7月、11月

会議の種類	南大井事業部	西五反田事業部
(1) 運営会議	四半期毎1回	第4木曜日
(2) 苦情解決・サービス向上委員会、安全衛生委員会	第4火曜日	第4水曜日
(3) 所長会	第2・4火曜日	
(4) 給食委員会	第4金曜日	第2水曜日
(5) 防災委員会	月1回	第4水曜日
(6) 感染予防対策委員会	四半期毎1回	第2水曜日
(7) 運営連絡会・施設系連絡会 第1水曜日・在宅系連絡会 第3水曜日・主任連絡会 第4水曜日		

Ⅳ 中期経営計画

利用者サービスの向上と法人の安定経営を目指し、令和3年度より3か年を期間とする中期経営計画を進めてまいります。

1 利用者サービスの向上

介護保険法の趣旨を踏まえ、部門ごとに利用者サービス向上のための具体的方策を定め、地域での機能と役割を果たします。

2 ICT活用によるサービスの質の向上

テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上、業務効率化、業務負担の軽減の推進を図ります。

3 評価制度の適正な運営による職員育成と職場環境の整備

人事考課と目標管理による『評価制度』、職員給与体系の基礎となる『役割等級制度』を職員に定着させ、職員の育成に努めます。また、「職員の夢実現！プロジェクト」を推進し、職員参加による働きやすい職場環境を目指します。

4 介護保険法改正への対応と経費の適正管理

報酬改定に伴い新規加算を積極的に取得し、稼働率の向上および安定化による収入確保を図ります。令和元年6月から「在宅強化型老健」に移行したケアセンター南大井（入所）については、その安定運営による経営改善を推進します。また、職員配置の見直しや常勤職員比率の適正管理、業務の委託化を一層推進し、費用対効果を十分考慮した経営に努めます。

5 法令遵守による事業運営の適正化

利用者との信頼関係を築くため、一層の法令遵守に努め、内部監査体制を整備するとともに、研修等を充実して職員の知識とスキルを高めます。また、リスクマネジメント、高齢者の人権擁護、虐待防止に努めます。

6 施設・設備の計画的な改修

平成30年度に策定した「南大井複合施設長期保全計画」に基づき、施設維持保全業務を計画的・効率的に実施していくとともに、将来必要な改修工事に備えるための「大規模修繕積立金」の計画的な確保に努めます。

V 理事・監事・評議員

(理 事)

(令和3年4月1日)

	役職名	氏 名	職 業 等
1	理事長	前田 武昭	医療法人財団佐花会大井中央病院長
2	常務理事	福島 進	社会福祉法人さくら会事務局長
3	理事	原 正博	荏原医師会会長
4	理事	服部 秀彦	品川歯科医師会会長
5	理事	有馬 紀久	大井第一町会連合会長
6	理事	田坂 紀和	ケアセンター南大井施設長
7	理事	田尻 成樹	民生委員協議会大井第一地区会長
8	理事	田久保尚武	弁護士 品川区法律相談員
9	理事	古川 良則	社会福祉法人さくら会前常務理事

(監 事)

	役職名	氏 名	職 業 等
1	監事	脇坂 雄一	脇坂雄一税理士事務所 所長
2	監事	小野 孝	社会福祉法人品川総合福祉センター常務理事

(評議員)

	役職名	氏 名	職 業 等
1	評議員	浅野 優	品川区医師会会長
2	評議員	鈴木 治仁	荏原歯科医師会会長
3	評議員	加藤 肇	品川区薬剤師会会長
4	評議員	小池 義彦	品川区薬剤師会監事
5	評議員	宇田 俊一	大崎第一地区町会自治会連合会会長
6	評議員	増田 耕一	大井水神町会会長
7	評議員	植松 好一郎	南大井第四町会会長
8	評議員	坂本 洋子	民生委員協議会大崎第一地区会長
9	評議員	松尾 光恵	品川区民生委員協議会前会長
10	評議員	大串 史和	品川区社会福祉協議会常務理事

VI さくら会苦情解決・サービス向上について

1 苦情解決体制

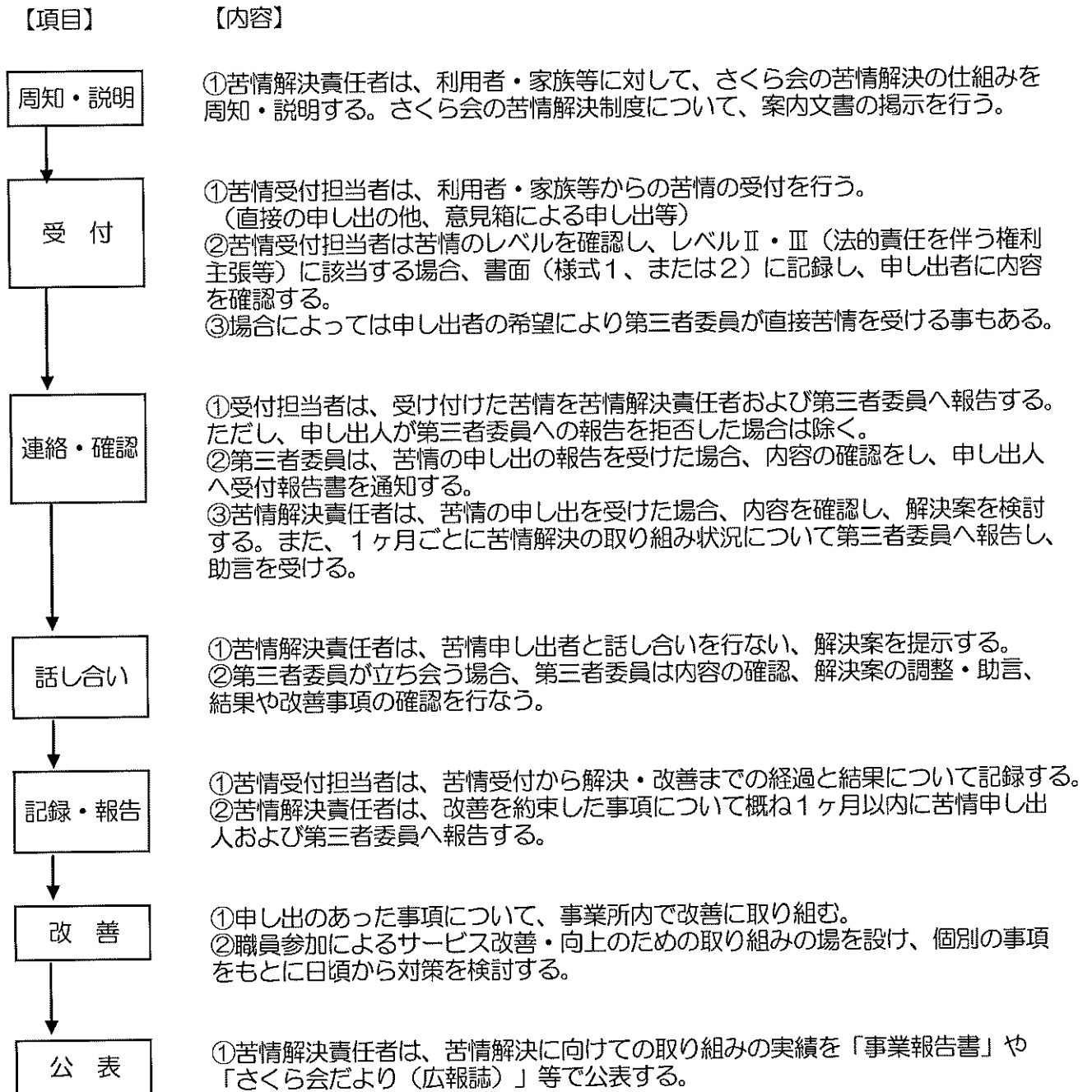
- (1) 苦情解決責任者 ⇒ 法人全体で共同設置 常務理事
- (2) 苦情解決受付担当者 ⇒ 事業部単位で設置 (部門) 責任者
- (3) 第三者委員 ⇒ 法人全体で委嘱 民生委員等地域福祉関係者3名

2 苦情解決・サービス向上委員会

- (1) 開催日 南大井事業部 毎月第4火曜日
西五反田事業部 毎月第4水曜日
- (2) 法人全体会議（第三者委員を含む）
開催日 7月、11月
- (3) 運営方法

毎月、両事業部毎に苦情解決責任者を委員長に、各苦情解決受付担当者が委員となって、苦情の全件数について報告を受けて、内容を確認して対応方法を決めています。また、1年に2回、第三者委員に審議に出席していただき、内容を確認して助言を受けています。内1回は直接ご利用者からの意見を第三者委員がお受けして、サービスの向上に努めています。

さくら会における苦情解決の流れ



Ⅷ 南大井事業部 事業計画

令和3年度

1 総務部事業計画

1、基本方針

- (1) 働きがいのある職場づくりの促進
- (2) 経営組織のガバナンスの強化
- (3) 組織に基づく部門内外の連携
- (4) 人材確保、育成および体系別による研修の実施
- (5) 災害および感染症への備えと対策
- (6) 建物・設備の維持管理長期計画の執行
- (7) セキュリティ・法令遵守
- (8) 地域に開かれた運営

2、令和3年度重点目標

- (1) 職員一人ひとりが働く意欲を持ち、健康で幸せな生活が送れるよう働きがいのある職場環境づくりを促進します。
- (2) マネジメントやガバナンスの強化に努めるとともに、会計監査人の設置義務に備えます。
- (3) 効率的な運営を目指し、収支管理の強化、経費節減に注力し、IT、ICT化を推進します。
また、事業所毎の配置基準に基づき適正な人員定数を把握、離職率の減、必要な人材確保に努めます。
- (4) 基本理念および行動指針に沿い、職員の経験、能力、職層に合わせた内容によりキャリアパスを実践し、総合的な能力の向上を図る研修を実施します。
- (5) 災害マニュアル策定後、マニュアルに基づく訓練を行ってまいりました。今年度も繰り返し訓練を行うとともに初動対応から一歩進めた事業継続計画を策定、実施します。
- (6) さくら会を利用する全ての方の安全で快適な空間を維持するため、建物および設備の修繕・保守を計画的に行います。専門家の助言・指導により策定した長期計画に基づき今後の建物・設備の維持管理に努めてまいります。
- (7) 多くの情報を取り扱う介護事業者として諸制度に的確に対応するとともに必要とされるセキュリティ対策を実施し、個人情報の管理および法令遵守を強化します。業務管理体制整備規程に基づき、法人内部でのチェック体制を構築します。
- (8) 法人を支えて頂いているボランティアに感謝し、町会等の地域の皆様が安心して利用できる施設運営を目指します。法人に寄せられたご意見、ご要望を法人全体で認識し、地域および社会貢献につなげます。

3、人事・庶務

- (1) 人事考課制度に対応した、人事・給与の処理を実施します。
- (2) 人事データベースを構築し、人事管理を正確・迅速に処理します。
- (3) 法人の業務省力を目指し、文書の電子化を推進します。
- (4) 適正な人員配置を維持するため積極的に職員採用活動を行うと共に入職後のミスマッチを防ぐよう丁寧かつ適切な対応と情報提供を行います。見学や説明会等は状況に応じオンラインを活用し、柔軟かつ臨機応変に対応します。
- (5) 職員の心身の健康管理のため、健康診断およびストレスチェックを実施します。
- (6) 経費節減のため、在庫物品等の整理整頓および消耗品等の在庫状況を精査、不要な発注・

- 使用を抑制します。感染予防に備え、手袋や消毒用品等の十分な在庫確保に努めます。
- (7) 社会保険労務士事務所と連携を強化し、労務処理を迅速に行うようにします。
 - (8) 法人に関する必要な情報を受付担当者に迅速に伝え、窓口対応を適切に行います。
 - (9) 施設の維持管理を適切に実施するために委託会社との連携を図り、利用者が快適・安全に生活できるよう計画的な管理・補修を行います。

4、会計

- (1) 適正な会計処理を行うとともに、会計事務所よりコンサルティングを受けながら業務内容を整理し法人の運営状況の把握、予算管理等を強化します。そのために法人全体のチェック体制を強化し、内部統制を図っていきます。
- (2) 法人の透明性、社会的信頼を高めるため、分かり易く表記した財務諸表等を公開します。
- (3) 物品等の現状把握・比較判断するための資料を作成すると共に購入の必要性の精査、提案、無駄な支出の削減に努めます。
- (4) 適切・効果的な資産管理、運用を行います。
- (5) 固定資産管理をマニュアル化、整備します。
- (6) 会計業務の効率化および省力化を目指し、業務改善を進めます。

5、請求

- (1) 介護給付費、利用料等の請求処理の正確性を維持し、業務の効率化を推進します。
- (2) 法人内部の事務処理等について効率化、省力化を提案するとともに、各部門から提案、相談を受け、改善します。
- (3) 未収金管理等における介護情報システムをよりタイムリーに活用するため新システムへの移行、構築を進め、滞納対策を強化します。

6、地域交流

(1) ボランティア

地域の方々がさくら会でいきいきとボランティア活動をするための受入窓口として活動に関する相談、意見の受付、各部門との連絡調整を行います。また、さまざまな世代のボランティアを多方面から受け入れられるよう各部門と意見を交換し、関係機関との連携、活動情報の発信、職員へ啓発活動を行います。ボランティアの皆さんへ日頃の感謝を込めた新しい企画を実施します。

(2) さくら会まつり

11月7日(日曜日)に、法人行事として地域とともに「さくら会まつり」を行う予定です。

(3) 地域行事への参加

ふくしま祭り、区民まつり、防災訓練、美化キャンペーン等の行事に積極的に参加します。

(4) 広報活動

法人で行われる行事や活動状況等の情報を、お知らせするための広報活動を行います。

- ① 南大井事業部広報誌「さくら会だより」を年3回発行します。
- ② ホームページの内容を充実し、さくら会の活動をPRします。
- ③ 法人内の掲示板を通じ、さくら会で行われた各種行事等をタイムリーにお知らせします。

7、職員研修(法人全体)

(1) 基本計画

「理念を具現化する人材育成のあり方」を基盤とし、職員一人ひとりの専門性や職責の遂行、セルフケアの充実等を考慮し、法人の基本理念を具体的に実践する研修を企画・実施します。状況に合わせて実施方法を工夫、対象者および参加人数を検討し実りある研修とします。

実施月	内容	体系別(対象)
4月	新人研修Ⅰ	新規および中途採用職員
5月	事業計画発表会	全職員
6月	新人フォローアップ研修Ⅰ	新人研修Ⅰ受講者
7月	感染症①、救命講習	全職員
8月	係長・主任研修 チームワーク・コミュニケーション 虐待・人権擁護	係長・主任 全職員 一般職上級以上
9月	労務管理、災害対策	一般職上級以上、全職員
10月	セルフケア、新人研修Ⅱ	全職員、新規および中途採用職員
11月	認知症研修、感染症②	全職員
12月	リスクマネジメント	全職員
1月	テクニック研修(介護・看護・専門職)	全職員
2月	新人フォローアップ研修Ⅱ 管理職研修	新人研修Ⅱ受講者 所長等管理職
3月	トピックス研修	全職員

(2) 職場外研修

職層別研修として外部研修を有効に活用し、タイムリーな研修情報を各部門に提供します。

(3) 資格取得助成支援・自己啓発

職員の資格取得(介護福祉士、介護支援専門員等)に係る受講料の助成や自己啓発の情報を随時提供します。

(4) 事業部間での情報共有・連携

西五反田事業部と共同開催や研修参加などの相互交流を図り、キャリアアップに繋がります。

8、さくら未来プロジェクト

多職種連携による係長・主任を中心としたメンバーで構成するさくら未来プロジェクトは5年目を迎えました。職員採用や定着、離職防止へ向けた取組みや職員同士の交流のための企画を実現すると共に今まで実施した企画を見直し、内容をブラッシュアップします。

9、実習生等の受け入れについて

- ① 介護：品川介護福祉専門学校・読売理工医療福祉専門学校・東京都港特別支援学校他
- ② 看護：昭和大学病院他
- ③ リハビリ：東京衛生学園専門学校他
- ④ その他：学校・企業等の見学・体験学習・就職希望者の1日職場体験の受け入れ等

10、受付

業務さくら会の窓口となる受付職員は、お客様・ご利用者・ご家族など、さくら会に来所される方々が気持ちよく利用していただけるよう電話・接客マナーに努めます。

2 さくらハイツ南大井事業計画

1、事業概要

日常生活はご自身で出来るが、高齢等のために独立した日常生活を営むことに不安がある方に対して、食事の提供・相談および援助・日常生活上必要な便宜を供与することにより、入居者が安心して生き生きと生活出来ることを目指します。 (定員 36名)

2、基本サービス方針

- (1) 入居者の自立した生き方を尊重し、ハイツ行事活動・自主サークル活動等を通して、快適な生活が送れるよう支援します。
- (2) 入居者の心身機能の状態に合わせた介護予防・重度化予防事業および介護保険サービスの活用により、ハイツでの継続生活を支援します。
- (3) 入居者が、共に暮らし、互いに支えあうことができる生活環境づくりを支援します。

3、令和3年度重点目標

- (1) 品川区が軽費老人ホーム(ケアハウス)制度を活用し、高齢者の安心の住まいとして制度設計した「さくらハイツ南大井」は、平成12年5月の開設から21年となることから、令和元年度の区の「高齢者の安心の住まい施設運営検討」事業の結果を視野に入れ、今後の運営の在り方を見直していきます。
- (2) 高齢化(平均年齢81.2歳)の進行にともない、心身の健康・増進、介護予防および疾病予防に努めます。
- (3) ケアセンター南大井との連携を強化し、入居者の在宅での生活継続を図ります。
また、在宅介護支援センターをはじめとする関係部門との連携・強化を図ることにより、適切かつ円滑な介護保険サービスの利用を図ります。
- (4) 医療制度や高齢者福祉制度の変化に迅速に対応することにより、ハイツでの継続的な生活の維持を支援します。

4、令和3年度サービス計画

(1) 介護予防事業の推進

「新型コロナウイルス」の感染拡大防止に努めながらハイツの行事を通じて介護予防に努めていきます。

(2) 入居者の状況・ニーズ把握と適切なサービス・情報の提供

介護保険サービス利用者の生活状況や心身状態の変化に注視し、適宜、担当ケアマネージャーへの情報提供を行い、連携を強化していきます。

(3) 保健・衛生事業の充実と事故防止対策の促進

保健師による健康相談を定期的に行う中で、日常生活における心身の悩みやその対応方法について個別にアドバイスをを行います。また緊急時における対応のため、主治医・協力医療機関・薬局等との連携を図ります。

5、職員配置

(人)

職種	配置数	常勤換算	基準配置	備考
施設長	1	1	1	事務職
相談員	1	1	1	介護福祉士
介護職	2	2	2	介護福祉士

6、研修計画

内部・外部研修を活用して、さくらハイツ運営に必要な知識・技術の習得や資質の向上に積極的に取り組むことにより、サービスの質の向上と効率的な組織運営に努めます。

7、会議

会議名称	開催日	開催頻度
代表者運営懇談会	4月・6月・10月・12月	年4回
全体運営懇談会・全体懇親会	8月・3月	年2回

8、その他

(1) 年間行事等予定

月	行事名	月	行事名
4		10	・お散歩会 ・園芸に親しむ会
5	・菖蒲湯 ・園芸に親しむ会	11	・さくら会まつり
6	・入居者作品展	12	・フラワーアレンジメント ・クリスマス会・ゆず湯
7	・非常設備点検	1	・初詣、鏡開き ・非常設備点検 ・収入申告
8	・個人面談	2	・お散歩会
9	・DVD鑑賞会	3	・健康講座 ・お花見

※ 定例的活動：健康相談(月1回)、寺子屋脳トレ(月2回))

(2) 地震・火災等災害対策、事故防止対策の促進

- ① 安全で確実な避難が出来るよう、ハイツ独自の防災訓練を実施します。
- ② 入居者の心身機能に配慮した、個別対応の災害対策を検討し訓練します。
- ③ 災害発生に伴う防災訓練をはじめ、消火器訓練等を通じて、班長を中心とした入居者間の協力体制を強化し、防火・防災意識の向上に努めます。
- ④ 職員による事故対策委員会・身体拘束適正化検討委員会を充実させ、日常生起する事故発生の防止に努め、再発防止対策を検討していきます。

(3) 施設・設備の維持管理

施設開設後21年が経過した中において、施設・設備の維持・管理に努め、計画的に改善していきます。

3 ケアセンター南大井（入所）事業計画

1、事業概要

介護が必要で病状が比較的安定している高齢者を対象に、ご利用者一人ひとりの状態に合わせて、ケア目標を設定し、日常生活の自立と機能回復、維持のための支援を行います。地域包括ケアシステムの中核施設として期待される在宅支援機能の強化に取組みます。
【定員100名（短期入所療養介護は空床利用）】

2、基本サービス方針

- (1) 介護士、看護師、医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、支援相談員等、専門職が意見を出し合って施設サービス計画書を作成し、それに基づいたケアを提供します。
- (2) 生活行動を大切なリハビリと考え、日常生活行動を拡大するリハビリと介護を提供し、在宅復帰、在宅支援を目指します。
- (3) 生活困窮者に対して利用料金の減免や減額をすることで、経済的な理由で必要なサービスを受ける機会が制限されないように支援をします。（無料低額診療事業）
- (4) より質の高いサービス提供を追求します。
- (5) 地域との関係を大切にして開かれた施設を目指します。

3、令和3年度重点目標

(1) 運営の安定

- ① 在宅復帰率50%、ベッド回転率10%以上、その他の算定要件（在宅療養支援等指標60ポイント以上）を満たし、「在宅強化型」の維持・安定を目指します。
- ② 入所定員100名（うち短期入所療養介護は空床利用）について、年間平均98%の稼働率、利用延べ人数3,000人（月）を目指します。
- ③ 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、ご利用者、職員の健康管理に努めます。また、消毒・清掃を実施し、施設内の衛生管理に努めます。
- ④ 無料低額診療事業を必要としている方が利用できるよう、積極的にPRを行い、年間平均10%以上の対象者を確保できるように努めます。
- ⑥ 経費全般を見直し、支出削減に努めます。

(2) サービスの質の向上

ご利用者に居心地の良い施設と感じていただけるよう努めていきます。コロナ禍においても、感染予防対策を講じながら、ご利用者の生活が充実したものとなるよう努めていきます。

- (3) ポリファーマシー（多剤処方）の改善に取組みます。

4、令和3年度サービス計画

(1) 運営の安定

① 積極的な広報活動

ホームページや広報誌を通じて、イベントや施設の生活を紹介し、ご家族や地域の方々へ老健について知って頂くための取組みを行います。

- ② 空床状況を居宅支援事業所や医療機関に情報提供し、入所部屋が有効に利用できるようにします。

③定期的に施設見学会を開催し、老健施設の理解・利用の仕方等について、地域の方々や介護支援専門員へ発信します。

(2) 無料低額診療事業

- ① 入所希望の方に対して、無料低額診療事業を周知徹底します。
- ② 経済的な問題を抱えている方に対しては、適切な減免率を検討します。
- ③ ご利用者本人、ご家族など、関係者からの情報提供に適切に対応します。

(3) 栄養管理と食事提供

- ① 栄養ケア計画に基づき、ご利用者個々に合った食事を提供し、栄養状態の維持・改善を目指します。
- ② 季節を感じる行事食や楽しめる食事を月に1回以上提供します。

(4) リハビリの提供

- ① リハビリ計画に基づき、ご利用者個々の生活環境を踏まえた週3回以上の個別リハビリおよび集団体操を実施し、生活動作能力の向上、自立を支援します。
- ② 書字・計算等の学習活動や趣味活動を実施し、ご利用者の認知機能の賦活に努めます。

(5) 新型コロナウイルス感染症予防対策

従来の感染症対策に加え、新型コロナウイルス感染症に対する予防策を実施します。

- ① 最新の情報を入手し、随時マニュアルの見直しをします。
- ② 感染症対策に必要な物品の整備をします。
- ③ ご利用者および職員の有熱チェック、体調管理に努めます。
- ④ 来訪者の健康チェックを徹底します。
- ⑤ 適切な消毒・清掃を実施し、施設内の環境整備・衛生管理に努めます。また施設内サーベリングを検討し、感染症発生時に備えます。
- ⑥ 感染拡大状況に応じ、面会方法を検討します。

(6) ご利用者へのサービスの質の向上

- ① 居心地のよい環境づくり
 - ・一人ひとりの対話を大切にしていきます。
 - ・根拠と責任のあるケアをするために、チームで4K（気づき、声に出す（発信）、共有、協働）を実践します。
- ② 職員の接遇マナー
 - ・ご利用者やご家族に対して、ホスピタリティを意識して接します。
- ③ 職員のスキル向上
 - ・オンライン研修等に参加し、学んだ内容を他職員にフィードバックする機会を設けます。
- ④ 業務改善
 - ・テクノロジーを利用し、ご利用者の安全と職員の働き方の変革を目指します。
 - ・統一した業務ができるようにマニュアルの見直しをします。

5、職員配置

職種	配置数	常勤換算数	基準配置数 (入所定員100人あたり)	備考
医師	6	1.1	1 (常勤)	医師、その他非常勤医師5名
看護職	13	11.7	11	看護師・准看護師
介護職	39	38.4	28	介護福祉士・他

理学療法士等	5	39	2	理学療法士・作業療法士
相談員	4	4	1	介護支援専門員等
その他	4	30		管理栄養士、事務職員等

6、在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価（在宅強化型に必要な算定要件等）

	在宅強化型		基本型		その他型 (左記以外)
	超強化型	在宅強化型	加算型	基本型	
在宅復帰・在宅療養支援等指標（最高値：90）	70以上	60以上	40以上	20以上	左記の要件を 満たさない
退所時指導等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
リハビリテーションマネジメント	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
地域貢献活動	要件あり	要件あり	要件あり	要件なし	
充実したリハ	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	

在宅復帰・在宅療養支援等指標：

下記評価項目（①～⑩）について、項目に応じた値を足し合わせた値（最高値：90）

① 在宅復帰率	50%超 20	30%超 10	30%以下 0	
② ベッド回転率	10%以上 20	5%以上 10	5%未満 0	
③ 入所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0	
④ 退所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0	
⑤ 居宅サービスの実施数	3サービス 5	2サービス（訪問リハビリテーションを含む） 3	1サービス 1	1サービス 0
⑥ リハ専門職の配置割合	5以上かつリハ職が3職種配置 5	5以上 3	3以上 2	3未満 0
⑦ 支援相談員の配置割合	3以上 5	2以上 3	2未満 0	
⑧ 要介護4又は5の割合	50%以上 5	35%以上 3	35%未満 0	
⑨ 喀痰吸引の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0	
⑩ 経管栄養の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0	

評価項目	算定要件
退院時指導等	<p>a：退院時指導 入所者の退院時に、当該入所者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行っていること。</p> <p>b：退院後の状況確認 入所者の退院後30日（要介護4・5については2週間）以内にその居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月（要介護4・5については2週間）以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。</p>
リハビリテーションマネジメント	<p>a：入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること</p> <p>b：当該施設の医師が、リハビリテーションの実施に当たり、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか以上の指示を行うこと。</p>
地域貢献活動	地域に貢献する活動を行っていること。
充実したリハ	少なくとも週3回程度以上のリハビリテーションを実施していること。

7、研修計画

外部研修	内部研修
① 品川福祉カレッジ ・認知症ケア専門コース ・医療専門講座 ・口腔機能向上・ケア講座 ・リハビリテーション専門講座 ② 介護福祉士実習指導者講習会 ③ 東京都認知症介護基礎・実践者研修 ④ 感染症対策指導者研修 ⑤ 高齢者の結核と対策 他	① 高齢者虐待（年2回）・権利擁護 ② 感染症予防・対策 （インフルエンザ・感染性胃腸炎・結核等） ③ 無断外出の対応 ④ 緊急対応（AED・心肺蘇生・窒息事故対応等） ⑤ ケース検討（リハビリ、介護、看護） ⑥ リスクマネジメント研修（年2回） ⑦ 防災訓練

8、会議

1. 入所会議・継続検討会議	毎週水曜日
2. 係長会議	毎週水曜日
3. 事故対策委員会	毎週水曜日（適宜）
4. 感染予防対策委員会	年4回（4・7・10・1月）
5. 身体的拘束等適正化検討委員会	年4回（3か月に1回）
6. 全体・フロアミーティング	第4水曜日（月1回）
7. 給食委員会	第3金曜日（4・7・10・2月）
8. サービス向上検討会	第3水曜日（月1回）
9. 褥瘡対策委員会	第4水曜日（月1回）

9、その他

①実習生等の受け入れ

- ・品川介護福祉専門学校、読売理工医療福祉専門学校、女子栄養大学、関東学院大学栄養学部 他
- ・区立中学校などの体験研修の受け入れ

②サービス向上研究会

- ・サービスの自己評価（品川区セルフチェック）の実施。集計結果を踏まえた、具体的なサービス向上計画の立案と取組み。

4 ケアセンター南大井通所リハビリ（デイケア）事業計画

1、事業概要

介護が必要で、症状が比較的安定している高齢者を対象に、食事、入浴のサービスや個別に作成するリハビリ計画書に基づいて、日常生活を送れる力を維持、増進し、社会的生活を保つための目標達成に向けたリハビリを行います。 (定員50名)

2、基本サービス方針

- (1) 品川区における高齢者のリハビリテーションシステムの中核施設としての役割を担います。
- (2) 各職種が有機的な連携を図り、ご利用者の自立した生活を支援します。
- (3) ケアマネジャーや各関連機関との情報交換を密に行います。

3、令和3年度重点目標

(1) 稼働の安定

- ① 利用定員50名に対し1日の平均利用43名（85％）になるよう努力します。
- ② 予防事業においては、当初予算の目標達成をします。

(2) 質の高いサービス

- ① リハビリテーションマネジメントの強化を図る中で質の高いリハビリ提供に努めます。
- ② 各職種が専門性の向上を図り、チーム一丸となってサービスの提供に努めます。

(3) 介護予防に向けた取組み

「マシンでトレーニング」「水中トレーニング」におきましては、より効果的なメニューの提供に努めます。

(4) 地域との連携

介護予防については、品川区における中核事業として品川区・民生委員・各在宅介護支援センターと連携を図ります。

(5) 職員の育成

利用者に柔軟に対応できる専門性の高い職員の育成を図ります。

4、令和3年度サービス計画

(1) 稼働の安定

事業運営の安定化を図るうえで、月ごとの稼働状況を適切に把握しながら登録者を決定します。

また、必要に応じて臨時利用者の受け入れや、必要に応じて利用回数の増回を行います。

(2) 質の高いサービスの提供。

- ① リハビリテーション会議に医師をはじめ多職種・関係機関が参加することでより専門的見地でリハビリマネジメントを行います。
- ② 令和3年度は、積極的に研修に参加させるとともに、各職種が連携してサービスの提供に努めます。

(3) 「マシンでトレーニング」におきましては、新たに導入したマシンをより効果的に活用します。また「水中トレーニング」におきましては、少人数では実施することで、個別性に配慮したメニューを提供いたします。

(4) 品川区や在宅介護支援センターと連携を図り、地域の方々に様々な情報発信を行います。

(5) 常勤職員のスキルアップを図るうえで内外研修および各種研究会への参加を促します。

5、職員配置

(人)

職種	配置数	常勤換算数	基準配置数 (1日あたり)	備考
管理者(医師)	1	1	1(兼務可)	医師(整形外科医)
医師(管理者含む)	5	0.1	1	医師
相談員	2	2	1(兼務可)	介護福祉士・介護支援専門員
介護職	11	7.5	7	介護福祉士・またはヘルパー2級等
看護職	3	1.8		正看護師・準看護師
理学療法士等	5	4.8		理学療法士・作業療法士
その他 (水中運動等)	5		4	水中運動指導士・ヘルパー2級等 介護福祉士

6、研修計画(南大井デイ含む)

外部研修	内部研修
① 品川福祉カレッジ	① ご利用者の目的に添った通所介護計画書の作成
② 社会福祉協議会研修	② ご利用者への接遇・コミュニケーションのとり方について
③ 老健協会	③ ご利用者の身体や疾患の理解
④ 民間団体主催研修	④ ご利用者の心理、精神的な援助方法
⑤ 理学療法士・作業療法士学会等	⑤ レクリエーション援助方法
	⑥ 身体介護技術の向上
	⑦ リスクマネジメント・緊急時の対応(AED)
	⑧ 高齢者虐待防止に関する研修および自己チェックシートの活用
	⑨ 職員のストレス軽減における研修
	⑩ 食事(栄養・口腔)について
	⑪ 身体拘束・守秘義務について

*実施時期→年間を通して 実施対象→全職員

7、各種会議(南大井デイ含む)

会 議	開催頻度	内 容	参加者
判定会議	毎週水曜日	利用希望者の目標・目的の確認 ご利用者情報の確認 訪問予定日の調整・確認 サービス利用開始日の調整・確認 コンプライアンス委員会 (月1回程度)	通所リハ所長 各相談員 理学・作業療法士
係長会議	毎週水曜日	部内運営方針の確認・検討 業務課題の検討、改善、確認 業務連絡・調整	通所所長 通所係長 通所主任
係長・主任会議	隔月	業務の課題抽出 見直し	通所係長 通所主任
全体 ミーティング	必要時随時 月1回程度	業務課題の検討、改善、確認 業務連絡 OJT	職員全体
ケース カンファレンス	随時	ご利用者の処遇検討、見直し 研修報告会	職員全体
朝礼・タ礼 ミーティング	毎 日	ご利用者情報の申し送り・確認 業務連絡	職員全体
水中スタッフ ミーティング	1回/月	運営課題の検討 業務内容の打ち合わせ	通所所長 水中スタッフ
マシンでトレーニング ミーティング	1回/週	運営課題の検討 業務内容の打ち合わせ	担当スタッフ 有償ボランティア
リハビリスタッフ ミーティング	1回/月	通所の事例検討 業務内容の検討・確認 技能向上のための勉強会研修	理学療法士 作業療法士

8、その他(南大井デイ含む)

日程	行事	実習	防災訓練
4月	花見	東都リハビリテーション	消火器・消火栓の扱い
5月	ティーパーティー	東都リハビリテーション 荏原看護専門学校	防災担当者連絡会
6月	てるてる坊主作り 七夕飾り作り	昭和大学看護学校	火災・屋間想定
7月	風鈴作り・オリンピック観戦 七夕飾り作り		非常食の取り扱い
8月	夏祭り オリンピック観戦		2号消火栓の取り扱い
9月	さくら会まつり作品作り		地震・津波想定(昼間)
10月	運動会・さくら会まつり作品 作り	首都医校理学療法学科	地震・津波想定(夜間)
11月	クリスマス飾り作り 押し花しおり作り・干支作り		地震・津波想定(夜間)
12月	クリスマス会・年賀状作り		担当者連絡会
1月	絵馬作り 正月遊び		防災監視盤のとり扱い
2月	ひな人形作り・豆まき	荏原看護専門学校	なし
3月	ちぎり絵作り		自衛消防訓練

5 南大井在宅サービスセンター（南大井デイ）事業計画

1、事業概要

身体の障害や認知症により家に閉じこもりがちで、家庭での介護や支援を必要とする高齢者を対象に、入浴・食事・送迎・日常生活訓練・娯楽などのサービスを提供するとともに地域交流の場として活用します。また在宅での自立した生活を支援するとともに、ご家族の介護負担の軽減を図ります。
(定員25名)

2、基本サービス方針

- (1) ご利用者の個別性に重点をおき、自立支援や重度化予防に向けた取組みを行います。
- (2) ご利用者のニーズ、家族のニーズ、地域のニーズを敏感に捉え、新しいサービスの創造に努めて地域に信頼される施設を目指します。
- (3) 職員は、施設の役割と機能を十分に認識し自らの使命を自覚するとともに、自己研鑽に努め、常に専門的な視点をもってサービスを提供します。
- (4) 職員一同、ご利用者一人ひとりに寄り添うケアを実施いたします。

3、令和3年度重点目標

(1) 運営の安定

一般通所介護においては、利用定員25名に対して、1日平均利用22名（85%）を目指します。

(2) サービスの質の向上

特色のあるサービスの提供を行うとともに、常日頃からご利用への安全への配慮と接遇の向上を目指します。

(3) 介護予防事業内容の充実

介護予防事業であるミニデイについては、自主性を重んじたサービスプログラムを提供します。

(4) 地域包括支援プロジェクトの推進

地域包括ケア推進プロジェクトを通して地域包括ケアシステムを推進します。その中でも総合事業対象者には、身体機能の向上はもとより、社会参加支援や自立支援に向けた取組みを行います。

4、令和3年度サービス計画

(1) 事業運営の安定

- ① 月ごとの稼働状況を適切に把握しながら、登録数を柔軟に決定します。
- ② 予防事業においては利用実績に基づいて登録数を決定します
- ③ 臨時便にて送迎地域の拡大を図るとともに短時間利用を積極的に受け入れます。

(2) サービスの質の向上

- ① 利用者の視点に立った介護サービスを提供します。
- ② 品川区事業者評価や満足度調査、また家族会を通して利用者のニーズを把握し、個別性の高いサービス提供につなげます。
- ③ 職員に認知症ケアなど、より専門性の高い研修へ積極的に参加させます。
- ④ 災害対応訓練や感染予防研修を日頃より行うことで、安心して利用できる環境づくりを

目指します。

⑤ 令和3年度の介護保険制度の改正をうけ、サービスの適正化を図ります。

(3) 介護予防事業内容の充実

自立支援の視点をもとに利用者にプログラムの立案および準備をしていただくことで自主的活動につなげます。

(4) 地域包括ケアシステムの推進

- ① 事業所間の連携を密にとり、適切なサービスにつなげます。
- ② 介護保険情報を適切に把握し、サービスを提供します。
- ③ 感染予防対策を徹底したうえで講演会や研修会を実施します。

5、職員配置

(人)

職種	配置数	常勤換算数	基準配置数 (1日あたり)	備考
管理者	1	0.9	1(兼務可)	介護福祉士 支援専門員
相談員	3	1.2	1(兼務可)	社会福祉主事任用 介護福祉士
看護職	2	1.6	1(兼務可)	看護師
介護職	7	5.4	3(兼務可)	介護福祉士 又はヘルパー
機能訓練指導員	3	0.4	1(兼務可)	看護師
その他 (ミニデイ等)	7		4	ヘルパー2級

6、その他

(1) 研修計画、各種会議、行事、実習、防災訓練等はケアセンター南大井通所リハビリに準じます。

6 品川区立月見橋在宅サービスセンター（月見橋の家） 事業計画

1、事業概要

少人数の家庭的な環境の中で、一人ひとりの「その人らしさ」を大切に、寄り添うケアを
実践するアットホームな雰囲気でのデイサービスです。

（認知症対応型通所介護 定員24名、 地域密着型通所介護 定員18名）

2、基本サービス方針

- (1) 少人数ならではの家庭的な環境を大切に、その人の生活ペースに合わせたサービスを提供します。
- (2) 認知症対応型通所介護と地域密着型通所介護とが併設されている特性を活かし、心身状態が変化しても、月見橋の家において継続的にケアを提供します。
- (3) 認知症高齢者の尊厳を守り、不安感を和らげるように寄り添うケアを行います。
- (4) ご家族同士の交流の促進や、思いを共有できる機会の提供など、介護者支援を重視します。
- (5) ボランティアの方々にとって活動しやすい施設運営や、町会の方々をはじめとする地域住民との関係づくりなど、区立施設の指定管理者として地域に根ざした事業運営を行います。

3、令和3年度重点目標

- (1) 令和2年度に引き続き、認知症対応型通所介護と地域密着型通所介護との違いを意識しながら、それぞれのご利用者のニーズに沿ったサービスを提供します。
- (2) 品川区高齢者福祉課による「軽度認知症対策支援プログラム」の活用を進めます。
- (3) 事業運営の安定を図るため、年間の平均利用率を認知症対応型通所介護においては60%、地域密着型通所介護においては86%を目指します。
- (4) 認知症専門職としての教育および専門性の高いケアを実践していきます。
- (5) 令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染対策の徹底を図ります。

4、令和3年度サービス計画

- (1) 地域のニーズに合わせた利用しやすい施設づくりや在宅介護支援センター等との連携により、利用率の向上を図り、事業運営の安定に努めます。
- (2) 品川区および医師会等と連携、協力し「地域包括ケアシステム」の推進に寄与します。
- (3) 「介護者交流会」や「介護者教室」、「地域開放行事」、「認知症カフェ」の開催など、地域住民が集える施設づくりを行います。
- (4) 法人の「認知症ケア研究会」への参加およびBPSDケアプログラムを稼働させます。
- (5) 感染対策委員会の決定事項を遵守します。

5、職員配置

(人)

職種	職員配置実数	1日あたり配置数 (常勤換算)	1日あたり 基準配置数	備考
管理者	1	1	1	相談員兼務1名
相談員	9	3	3	管理者兼務1名、介護職兼務8名
看護職	3	1	1	常勤1名、非常勤2名
介護職	11	5	5	相談員兼務8名、常勤5名、非常勤6名

6、研修計画

研修テーマ	実施時期など	研修テーマ	実施時期など
通所介護計画書の見直し・評価	概ね3ヶ月ごと	感染症研修（食中毒、インフルエンザ等）	適宜
高齢者の心理、精神的な援助技術の向上	適宜	普通救命・AED講習	7月
レクリエーション援助技術の向上	適宜	身体拘束に関する研修	適宜
東京都認知症介護実践者研修	適宜	個人情報取り扱いに関する研修	適宜
品川福祉カレッジ講座	適宜	認知症ケア研究会	毎月1回
接遇の向上について	適宜	医療知識の向上研修	適宜
虐待防止に関する研修	適宜	メンタルヘルス研修	適宜

7、会議等

会議名称	開催日・頻度
所内ミーティング	毎月1回、第4水曜日
朝礼・夕礼ミーティング	毎日朝・夕2回
運営推進会議	年2回（7月、2月）第1水曜日
介護者教室	年2回（10月、3月）
介護者交流会	第3土曜日

8、その他

(1) 年間行事等予定（感染症に関する社会情勢を確認しながら柔軟に実施）

月	行事名	月	行事名
4	お花見外出	10	外出・ドライブ さくら会まつり作品づくり
5	五月人形飾り お茶会	11	さくら会まつり
6	料理づくり 紫陽花狩り	12	クリスマス会プレゼントづくり クリスマス会週間（1週間）
7	七夕まつり	1	東海七福神めぐり（初詣）週間
8	納涼祭（縁日）	2	節分の集い
9	お月見会	3	ひな祭り

(2) 実習生については、受け入れを随時行います。

(3) 災害対策、安全確保への取組みについては震災対応マニュアルに基づき、震災に備えて訓練を実施するとともに、建築物、設備への適切な日々の管理・点検を実施します。また、初期消火（消火器取扱い）および避難訓練は利用者も一緒に参加して実施します。

(4) 東京都による立会川雨水放流管工事の期間延長に伴い、月見橋の家の仮移転期間は、令和10年度末まで再延長の予定です。

7 さくら会ヘルパーステーション事業計画

1、事業概要

介護や生活支援が必要になっても、住み慣れた環境でその人らしい暮らしを送ることができるように、複合施設の利点を活かし、在宅介護支援センターなど各部門と連携を図りながら、ご利用者の家庭を訪問し、身体介護や生活援助、相談・助言などのサービスを提供します。

2、基本サービス方針

- (1) ご利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように適切な訪問介護を提供いたします。
- (2) サービスの提供にあたり、目標を明確にした訪問介護計画を作成するとともに、ご利用者の状況を常に確認し状況に応じたサービスの提供に努めます。
- (3) 援助技術や接遇・マナーの向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。
- (4) 地域における在宅支援の事業者として、ご利用者・ご家族から信頼されるよう日々業務の改善に努めます。
- (5) 介護保険サービス提供事業所として、適切な事業運営・サービス提供を行う観点から法令遵守に努めます。

3、令和3年度重点目標

(1) 経営の安定

- ① 事業所としての訪問回数を月 1,000 回、年間 12,000 回といたします。
- ② 登録型訪問介護員の増員のため、従来の求人活動に加え、地域の方々に、訪問介護についてより身近に感じてもらうことを目的とした周知活動を行います。また、既存の登録型訪問介護員の就労継続のため、働きやすい職場環境づくりを継続的に行います。
- ③ 在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所、法人他部門との連携強化を図ります。

(2) 人材育成と健康管理、環境整備

- ① 計画的に全体ミーティングを開催します（虐待・ハラスメントの防止、感染予防対策、介護技術など）。
- ② 業務継続計画を策定し、事業運営に反映させます。
- ③ 職員のマスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底に加え、換気を含む事業所内の環境整備を継続し、感染症の予防に努めます。
- ④ 職員のメンタルヘルス対策に努めます。（年次有給休暇の取得、有効利用等）

(3) 事務の効率化を図ります。

4、令和3年度サービス計画

(1) 質の高いサービスの提供

- ① サービス提供責任者が作成する訪問介護計画書やケア手順書に記載された、目標やケア内容をヘルパーステーション全体で共有し、質の高いサービスを提供します。
- ② さくら会全体研修に積極的に参加するほか、事業所独自の専門研修を全体ミーティングの場において、定期的・計画的に実施します。また、職員個々のレベルに応じた OJT に取り組めます。
- ③ サービス提供責任者がご利用者宅を訪問し、サービスの実施状況を把握するとともに、苦

情・ご意見等に速やかに対応します。

(2) 多様なニーズへの対応

- ①ご利用者の心身の変化に応じて、柔軟かつ迅速に対応します。
- ②認知症の方へのサービス提供にあたっては、法人共通の援助方針に基づき、対応します。
- ③ケアセンター南大井との協定に基づく生活機能向上連携加算の活用を図ります。
- ④地域共生社会の実現に寄与するため、共生型サービスの提供に向けた準備を行います。

(3) 他事業所・他機関との連携強化

- ① 多職種連携による総合的な課題解決を図るため、サービス担当者会議や地域ケア会議に出席します。
- ② 在宅介護支援センター等の他機関と連携し、ご利用者の課題解決を図るため迅速に対応します。

5、人員配置

(人)

職種	配置数	常勤換算	配置基準	備考
管理者	1	1	1	サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	3	3	3	利用者40名に対し1名配置
訪問介護員	14	7.2	2.5以上	

6、研修計画

テーマ	実施時期
感染症予防（特に新型コロナウイルス関連）	4月
事業継続計画について	5月
プライバシーの尊重、個人情報保護	6月
緊急時の対応	7月
権利擁護、虐待・ハラスメント防止	9月
介護技術	10月
感染症予防（特にインフルエンザ・ノロウイルス関連）	11月
認知症について	1月
事例検討（ヒヤリハット報告の集計から）	2月
次年度事業計画について	3月

7、会議

名称	頻度	備考
サービス担当者会議	随時	
地域ケア会議	随時	
全体ミーティング（業務連絡・研修）	毎月第三（水）	職員全員
スタッフミーティング	随時	常勤・非常勤職員
訪問介護事業所連絡会	年4回	品川区役所にて

8、その他

(1) 実習生受け入れ

他部門と連携し、品川介護福祉専門学校の学生を中心に、積極的に受け入れます。

(2) 防災対策

震災対応マニュアルの周知を徹底し、訓練に参加します。

8 南大井在宅介護支援センター事業計画

1、事業概要

在宅介護に関する相談と支援の総合窓口です。介護保険認定申請をはじめサービス利用の手続きや介護ケアプランの作成、介護予防・総合事業に関する相談とケアプラン作成、関係機関と連携した包括的・継続的ケアマネジメントおよび認知症高齢者への理解促進の啓発活動等を実施しています。

2、基本サービス方針

- (1) 介護や支援を必要とする高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた環境の下でその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように、常にご利用者の立場に立った適切なサービス提供を行います。また、ご利用者の意思およびその人らしさを尊重し、ご利用者とそのご家族にとっての最善の利益が図れるよう支援します。
- (2) 地域特性やご利用者の状況を把握した上で、介護保険サービスだけではなく保健、医療、福祉、その他の生活支援サービスが包括的かつ継続的に提供されるよう支援を行います。
- (3) 在宅での生活を総合的に支える地域に開かれた相談窓口として、ご利用者とそのご家族の皆様が大きな安心を得られるよう、介護支援専門員の質の向上に努めます。
- (4) 町会や民生委員の方々と連携・協力します。地域との交流を深め、継続的に「地域を知る」よう努めるとともに、地域における自発的助け合いのしくみ作りに参画します。
- (5) さくら会の事業所として、法人理念を共有するさくら会の各事業所と連携します。

3、令和3年度重点目標

- (1) 地域包括ケアシステムの推進に向けて
 - ①総合相談支援業務の充実
 - ②自立支援に資するケアマネジメント強化
 - ③認知症高齢者とその家族への支援の充実
 - ④地域ケア会議の円滑な運営
 - ⑤医療連携、地域連携
- (2) 運営の安定
 - ①令和2年介護保険法改正および令和3年介護保険報酬改定に基づく健全な運営
- (3) 事業の継続
 - ①感染症対策および、災害の備え

4、令和3年度サービス計画

- (1) 総合相談、実態把握
 - ①地域における、総合的な相談を受け関係機関と、連携・調整を図ります。
 - ②区役所・住民・民生委員等、関係機関から寄せられた情報をもとに訪問し、介入の必要性・緊急性を判断します。
- (2) 権利擁護に関する支援

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。高齢者虐待や消費者被害が疑われる場合には行政・関係機関と連携のもと、適切かつ迅速に支

援します。

- (3) 自立支援・重度化防止の取組みを推進し、包括的・継続的ケアマネジメントを提供します。
- (4) 地域ケア会議の主催
- (5) 認知症サポーター養成講座の開催
認知症高齢者にとって住みよい地域をつくる啓発活動として、「認知症サポーター養成講座」
ならびに「認知症サポーターレベルアップ事業」を開催します。
- (6) 地域との交流・活動への参加
独居高齢者を孤立させない生活を推進する観点から、地域との交流を積極的に行い、民生委員、
町会、高齢者クラブ、支え愛・ほっとステーション、マンション管理人、コンビニ等地域にお
ける新たなセーフティーネット作りのための関係づくりに努めます。
- (7) 事業継続の観点から、感染症対策および災害への備えを講じます。

5、人員配置

職種	配置数	常勤換算	備考
介護支援専門員	7（管理者兼務1）	7	介護担当4、予防担当3

6、研修計画

職員ごとの研修計画を作成し、スキルアップに努めます。

7、会議

会議名称	頻度
地域ケア会議（南大井第二在支合同）	第2木曜日
居宅介護支援事業所連絡会	第2水曜日（偶数月）
在宅介護支援センター管理者会	第2水曜日（奇数月）
大井林町倶楽部運営推進会議	年6回
東大井倶楽部運営推進会議	年6回
地域密着型通所介護運営推進会議（南大井地区内）	年2回
支え愛ほっとステーション連絡会議	年4回
支え愛活動会議	年4回
民生委員協議会・懇親会	第2水曜日（1・8・9・11月を除く）
主任・係長ミーティング（南大井第二在支合同）	月1回

8、その他

(1) 実習生受け入れ

- ・東京医療保健大学医療保健学科看護学科・昭和大学医学部附属看護専門学校
- ・品川介護福祉専門学校・東京都介護支援専門員

(2) 防災対策・・・震災マニュアルの周知徹底を図り訓練に参加します。

9 品川区立大井林町高齢者住宅事業計画

1、事業概要

将来介護が必要になっても可能な限り住み続けられるよう、高齢者が元気なうちから入居し、一人暮らしでの不安を解消し安心して生活するための住居を提供します。(定員 102 名)

2、基本サービス方針

- (1) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、将来介護が必要になっても安心して住み続けられるように、必要なサービス、情報を提供します。
- (2) 居住者の自立生活の継続を図るため、生きがいや健康づくり活動および寝たきり予防普及啓発活動を行います。
- (3) 居住者の身体機能に配慮した介護予防活動や介護サービス、医療サービス等を活用し、自立した生活を支援します。
- (4) 法令を遵守し、施設運営において適切なサービスの提供、管理に努めます。

3、令和3年度重点目標

- (1) コロナウイルス感染予防対策を講じ、居住者の自主サークルや地域活動を通じて、居住者間での相互扶助が行えるよう、交流の機会を設けます。また、居住者と地域住民との、支え合いの地域づくりの促進に努めます。
- (2) 災害時において、居住者が安全に避難できるように、参加しやすい防災訓練を実施します。また、地域の防災訓練に参加するとともに、震災への備え、災害時の居住者の安否確認システムの構築、居住者の防災意識を高める企画を実施します。

4、令和3年度サービス計画

- (1) コロナウイルス感染予防策を講じた介護予防事業の推進
 - ① 居住者の健康づくりの場や仲間づくりの機会を設け、閉じこもり防止に努めます。
 - ② 居住者の自主サークル活動の支援を進め、地域・居住者間の交流の機会を広げます。
- (2) 居住者の状況把握と適切なサービス・情報の提供
 - ① 居住者の生活上の安全・安心・健康を確保できるよう、南大井第二在宅介護支援センターと連携し医療や介護、福祉サービスについて情報提供をいたします。
 - ② 居住者が悪質商法等の被害者にならないよう、品川区消費者センター・警察署などの関係機関と連携を図り、情報提供に努めます。
 - ③ ご意見箱を設置の他、交流会を通じ居住者のご意見を伺う機会を設けていきます。
- (3) 保健衛生の充実

健康相談、心身の悩み等の対応について、必要に応じて関係機関と連携を取りながら、改善策を講じていきます。
- (4) 地震や火災等災害対策の促進
 - ① 安全で確実な避難が実施できるよう、居住者、地域と連携した防災訓練を行います。
 - ② 防火意識の向上・消火訓練・避難訓練・放送傾聴訓練などを実施します。
- (5) 介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスB)の実施

品川区高齢者地域支援課、社会福祉協議会と連携を密にとり、予防事業を実施します。

5、職員配置

法人の組織管理規程に基づいて、居住者の安全確保と効率的かつ効果的な業務執行に努めます。

〔人員の配置計画〕

職種	配置数	常勤換算数	基準配置数	備考
管理者	1名	1名	1名	介護福祉士
相談員	1名	1名	1名	介護福祉士
介護職	1名	1名	1名	介護福祉士
事務	1名	1名	1名	
介護補助員	1名	1名	1名	受付業務5名登録
夜間宿直	1名	1名	1名	7名登録

6、研修計画

大井林町高齢者住宅の運営に必要な知識・技術の習得に取組み、サービスの質の向上と効率的な運営に努めます。また高齢者虐待防止に関する研修を通じ、入居者の尊厳を守ります。

研修テーマ	実施時期等
① 認知症ケア研修	6・11月
② 感染症研修	7・11月
③ 普通救命・AED	7月
④ 権利擁護と虐待予防	8月
⑤ チームワーク・コミュニケーション	8月
⑥ 労務管理研修	9月
⑦ 災害対策	9月
⑧ セルフケア	10月
⑨ リスクマネジメント研修	12月
⑩ 介護技術研修	1月
⑪ 個人情報保護研修	2月
⑫ その他研修	随時

※コロナウイルス感染状況によって変更あり

7、その他

(1) 年間予定

月	行事名	月	行事名
4	・大井第一地区さくらまつり	10	・大井第一地区連合運動会
5	・東大井林町会 子どもまつり	11	・さくら会まつり
6	・高齢者住宅開設記念交流企画	12	・東大井林町会夜警交流会・品川区一斉防災訓練
7	・緊急設備点検	1	・非常設備点検
8	・鮫洲八幡神社祭礼の参加	2	・自衛消防訓練
9	・総合防災訓練	3	・消防設備点検

※コロナウイルス感染状況によって変更あり

(2) 施設設備の維持管理

委託業者と連携を図りながら、施設設備の良好な維持管理に努めます。

(3) 入居待機者登録の実施

住宅に空室が出た場合にスムーズに入居できるよう、予め入居待機者を登録しています。入居待機者の登録募集は、常時募集とし、品川区と連携を図りながら行います。

10 品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム（大井林町倶楽部） 事業計画

1、事業概要

ご利用者の希望や心身の状態、生活の状況に応じて、コロナウイルス感染予防対策を講じた、「通い」「宿泊」「訪問」のサービスを組み合わせて提供します。（定員25名）

2、基本サービス方針

利用者の自己選択・自己決定を尊重し、「その人らしい生活のあり方」「その人にとっての安心」「生活能力の維持、向上」の視点を持ち、支援します。

3、令和3年度重点目標

- (1) 職員の介護知識の向上と働きやすい環境を職場全体で取組みます。
- (2) ご利用者の生活地域を含めたニーズに応じた事業を展開します。
- (3) 登録定員25名に対し、年間の平均稼働率目標を96%（24名）とします。
- (4) 法令を遵守した適切なサービス提供に努めます。

4、令和3年度サービス計画

- (1) 計画的に研修を行い、職員の専門的知識の向上に努めます。
- (2) ご利用者毎のニーズを確認しながら生活圏域内での地域活動に参加します。
- (3) 運営推進会議で得られた提案を元に企画した活動を実現させます。
- (4) 介護家族との交流の場や機会を設けていきます。
- (5) 業務効率化を目指したICT活用に取組みます。
- (6) 利用希望者の受け入れを随時行い、稼働の安定と待機者獲得に努めます。
- (7) 品川区高齢者福祉課と連携を図り、法令順守に努め、加算についても適切に取扱います。
- (8) ケアセンター南大井、月見橋在宅サービスセンターと連携を図り、認知症ケアの質の向上を目指します。

5、職員配置

登録者の在宅生活を「通い、宿泊、訪問サービス」を提供し、支援します。

職種	配置数	常勤換算数	基準配置数 (兼務可)	備考
管理者	1	1	1	介護福祉士
計画作成担当	1	1	1	介護支援専門員
看護職	非常勤 1	1	1	看護師
介護職	常勤 4 非常勤 12	11.2	11.2	介護福祉士 介護職員初任者研修修了など

6、研修計画

研修テーマ	実施時期など	研修テーマ	実施時期など
認知症ケア研修	6月・11月	災害対策	9月
感染症研修	7月・11月	セルフケア	10月
普通救命・AED	7月	リスクマネジメント 研修	12月
権利擁護と虐待予防	8月	介護技術研修	1月
チームワーク・コミュニケーション	8月	個人情報保護研修	2月
労務管理研修	9月	その他研修	随時

7、会議

会議名称	開催日・頻度
・業務改善ミーティング	・毎月1回
・全体ミーティング	・毎月1回
・ケアカンファレンス	・随時
・運営推進会議	・偶数月、第3水曜日
・家族会	・奇数月、企画内容によって調整

8、その他

(1) 地域活動への参加

○地域安全見守りパトロール（毎週金曜：15時から30分間）

○春の交通安全運動

○大井第一地区さくらまつり

○東大井林町会こどもまつり

○区民まつり（盆踊り）

○秋の交通安全運動

○大井第一地域連合運動会

○事業所防災訓練・品川区一斉防災訓練

○落ち葉掃き

○歳末特別警戒

※地域の実状・住民のニーズに応じて、利用者と共に地域へ参加していきます。

コロナウイルス感染状況により変更あり

(2) 実習生については、受け入れを随時行います。

(3) 災害対策、安全確保への取組みについては震災対応マニュアルに基づき、震災に備えて訓練を実施するとともに、建築物、設備への適切な日々の管理・点検を実施します。また、地域で行われる防災訓練にも利用者と一緒に参加していきます。

1.1 南大井訪問看護ステーション事業計画

1、事業概要

看護が必要とされる方々が、住み慣れた街や家庭で安心して療養生活を継続することを目的とし、生活の質の向上を図り、日常生活動作能力の維持・回復を支援します。

2、基本サービス方針

- (1) ご利用者の心身の状態を踏まえて、生活の質の向上を図るよう、主治医や多職種と連携を密に行い、療養生活が安心して過ごせるよう支援します。
- (2) 様々な状態のご利用者に適切な看護技術を持って対応できるよう、ステーション全体で最新の技術の習得、研鑽を積みみます。
- (3) ご利用者の健康状態、看護の目標や内容、具体的な方法やその他の療養上必要なケアについて利用者、ご家族に理解しやすいように説明をします。またご利用者自身ができるセルフケアの方法を指導し、生活の質の向上を図るため、自身での対応ができるよう支援します。
- (4) 地域包括ケア構築を見据え、地域全体を視野に入れ、多様なニーズに対応できるステーションづくりを目指します。
- (5) 介護保険サービス提供事業所として適切な事業運営、サービス提供を行う観点から法令遵守に努めます。

3、令和3年度重点目標

- (1) 人員を確保しより多くの方に迅速に対応できるよう体制づくりを行います。
勤務体制の見直しを行い、働きやすい環境づくりに取り組めます。
- (2) 訪問看護・リハビリの訪問件数、合計6120件（年間）を目指します。
- (3) 医学の進歩に沿った看護知識や技術の向上に努め、質の高い看護を提供できるようにします。
- (4) 在宅での看取りにおいて、ご利用者自身やご家族の精神的不安が軽減できるよう、支援の在り方を研鑽していきます。
- (5) 在宅支援センターや居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等との連携を図ります。
- (6) スタッフ全員が、運営にかかわる法令に対し理解したうえで、日々の業務を行えるよう研修を行います。
- (7) 新型コロナウイルス感染予防対策の徹底を図ります。

4、令和3年度サービス計画

- (1) 研修等に参加した職員はスタッフ全員に共有し、看護知識や技術向上に努め、質の高い看護の提供を行います。
- (2) より多くの方にご利用いただけるよう、新規依頼に迅速に対応し稼働率の安定を図ります。
- (3) 在宅の看取りにおいてはご利用者本人、ご家族の要望を最優先に「最後まで自宅」で過ごしていただけるよう支援していきます。ご逝去された後のご家族に対する精神的ケアを行います。
- (4) 地域の医療ニーズを把握し、身近な医療職として多様なニーズに対応できるように努めます。
- (5) 新型コロナウイルス感染予防策を講じた上で、訪問業務継続を図ります。また、訪問先のご

利用者・ご家族に対し感染予防についての情報提供、健康管理についての啓発を行っていきます。

5、職員人員配置

職種	配置数	常勤換算	配置基準	備考
管理者	1	0.5	1	看護業務と兼務
看護師	3	3	25	非常勤1
理学療法士	2			登録
作業療法士	1			登録
事務員	1			

6、研修計画

- ・感染予防と対策
- ・ターミナルケア
- ・認知症の人への支援
- ・精神障害者のケア
- ・難病患者および障害を持つ小児ケア 等の外部研修

7、会議

ケースの申し送り	毎夕 17:00~17:30
スタッフミーティング	月1回
事例検討会	1回/3ヶ月
品川区訪問看護ステーション連絡会	毎月1回 第2火曜 18:30~
東京都訪問看護協議会城南ブロック会議	年1回 程度

8、その他

(1) 行事予定

- ・4月 さくら祭り
春の交通安全運動
- ・5月 東大井林町会子供祭り
- ・7月 区民祭り
- ・11月 さくら会まつり、総合防災訓練
- ・12月 立会小学校災害時避難訓練

(2) 防災訓練

- ・災害対策、安全確保への取組みについては震災対応マニュアルに基づき、震災に備えて訓練を実施します。

1.2 南大井第二在宅介護支援センター事業計画

1、事業概要

東大井、勝島地区の在宅介護支援の拠点として、在宅介護に関する総合相談窓口、介護保険申請からケアプラン作成、関係機関や地域との連携調整窓口としての業務を行っています。

2、基本サービス方針

- (1) 介護や支援を必要とする高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた環境の下でその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように、常にご利用者の立場に立った適切なサービス提供を行います。また、ご利用者の意思およびその人らしさを尊重し、ご利用者とそのご家族にとっての最善の利益が図れるよう支援します。
- (2) 地域特性やご利用者の状況を把握した上で、介護保険サービスだけではなく保健、医療、福祉、その他の生活支援サービスが包括的かつ継続的に提供されるよう支援を行います。
- (3) 在宅での生活を総合的に支える地域に開かれた相談窓口として、ご利用者とそのご家族にとって大きな安心を得られるよう、介護支援専門員の質の向上に努めます。
- (4) 町会や民生委員の方々と連携・協力し地域での活動に参加する事で、継続的に「地域を知る」ことに努めるとともに、地域における自発的助け合いのしくみ作りに参画します。
- (5) さくら会の事業所として、法人理念を共有するさくら会の各事業所と連携します。

3、令和3年度重点目標

- (1) 地域包括ケアの実現に向けてコロナ感染予防策を講じ、以下のことに重点を置きます。
 - ①総合相談支援業務の充実
 - ②自立支援を目指したマネジメントの強化
 - ③認知症高齢者支援の充実
 - ④医療支援関係者とのネットワーク作り
 - ⑤地域ケア会議の円滑な運営
- (2) 安定した運営を行います。
 - ①令和3年度介護保険制度改正に基づいた健全な運営

4、令和3年度サービス計画

- (1) 相談・支援業務
コロナ感染予防策を講じ、相談内容に応じて、利用可能なサービスや手続の紹介、介護保険の申請手続き、その他必要な情報提供や制度についての説明を行い適切なケアマネジメントを行います。
- (2) 地域ケア会議
コロナ感染予防策を講じ、個別ケースへの支援、検討を通じ、地域の高齢者の共通課題を見出し、不足しているサービスや高齢者等の抱える問題等、地域課題を明らかにし、行政や各分野の関係者とともに社会基盤の整備を目的とした地域ケア会議を主催します。
- (3) 認知症高齢者支援
医療との連携を念頭に、「品川区の認知症施策」の取組み、関連事業などを積極的に活用し、認知症高齢者やそのご家族が抱える課題が早期に解決できるよう支援します。

(4) 医療との連携

心身機能の低下が認められる介護や支援を必要とする高齢者が、住み慣れた環境で自立した日常生活を送れるよう、医療と介護との連携を強化していきます。

(5) 権利擁護に関する支援

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業についての情報提供を行い、関係機関との連携を行います。特に高齢者虐待や消費者被害が疑われる場合には、行政・関係機関との連携のもと、適切かつ迅速に対応します。

(6) 地域との交流・活動

コロナ感染予防策を講じ、高齢者住宅を中心に各関係機関と共に地域のセーフティネット、生きがいを持てる地域作りに努めます。

5、人員配置

職種	配置数	常勤換算	備考
介護支援専門員	8名	7.85名	介護担当5名 予防担当3名

6、研修計画

職員ごとの研修計画を作成し、スキルアップに努めます。

7、会議

会議名称	頻度
地域ケア会議	第2木曜日
居宅介護支援事業所連絡会	第2水曜日(偶数月)
在宅介護支援センター管理者会	第2水曜日(奇数月)
大井林町倶楽部運営推進会議	年6回
東大井倶楽部運営推進会議	年6回
地域密着型通所介護運営推進会議(東大井地区)	年2回
支え愛ほっとステーション連絡会議	年3回
民生委員協議会・懇親会	第2水曜日(1・8月を除く)
主任・係長会議(第一第二在支合同)	月1回
第一・第二合同ミーティング	第2木曜(月一回)

8、その他

(1) 東大井林町会 年間予定

月	行事名	月	行事名
4	大井第一地区 さくらまつり	10	連合大運動会
5	東大井林町会 子どもまつり	12	立会小学校災害時避難所訓練
7	区民まつり		

(2) 実習生受け入れ

東京医療保健大学医療保健学科看護学科・昭和大学医学部附属看護専門学校
品川介護福祉専門学校

(3) 防災対策

震災マニュアルの周知徹底を図り訓練に参加します。